

具体的には、各医療保険制度（区（市町村）国保、国保組合、被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入する世帯で、医療保険と介護保険の双方で自己負担額があり、その額が高額になったときの負担額を軽減するもので、1年間にかかる医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、その額が年額で定める負担限度額（表1）を超えている場合に、その超過額を医療保険と介護保険の自己負担額の比率で按分し、高額介護合算療養費として、被保険者からの申請に基づき、双方からそれぞれ支給するものです。

が、初年度の平成20年度については、計算期間の途中である4月1日から制度が施行されたことから、合算期間は、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16カ月間となります。

申請手続きは、「介護自己負担額証明書」等の必要書類をそろえて、7月末日現在で加入している医療保険者に行います。手続きの手順は表2のとおりです。

詳しくは、当組合の業務課給付係(03・3260・6441)へお問い合わせください。

高額医療・高齢者
開始されました。この制度は、
護保険の自己負担
構成や所得区分
の費用負担が軽減

額介護合算療養費制度が平成20年4月1日より始まり、平成21年8月1日より支給申請受付が世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するもので、基準額は世帯員の年分に応じて設定されています。この制度の実施により、同一世帯において医療と介護でかかる減されます。

医療と介護の自己負担を軽減

先に介護保険に支給申請

建設職能会館内	
TEL	3260-6441
FAX	3260-7534
◆被保険者数	
組合員	4,682人
家族	6,356人
計	11,038人

(10月末現在)

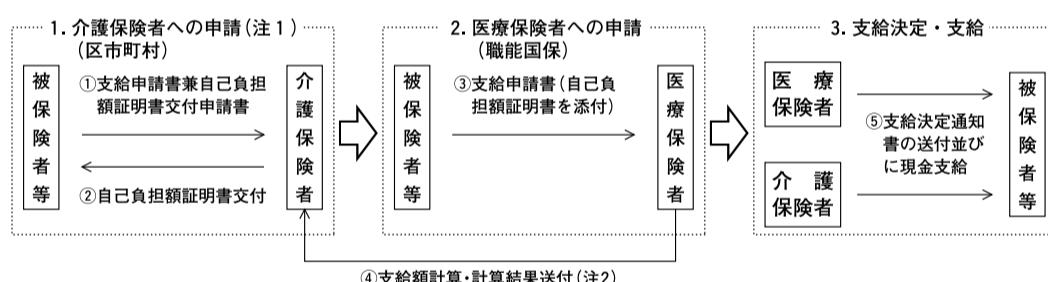
表1 高額介護合算療養費制度の世帯の負担限度額（年間）

区分		国保+介護保険	
		70~74歳がいる世帯	70歳未満がいる世帯
現役並み所得者 (上位所得者)	89万円	168万円	
	67万円	126万円	
一般	75万円	89万円	
	56万円(注2)	67万円	
低所得者	II	41万円	45万円
		31万円	34万円
	I	25万円	45万円
		19万円	34万円

(注1) 上段：平成20年4月～21年7月の適用額
下段：次年度（8月～7月）以降の適用額

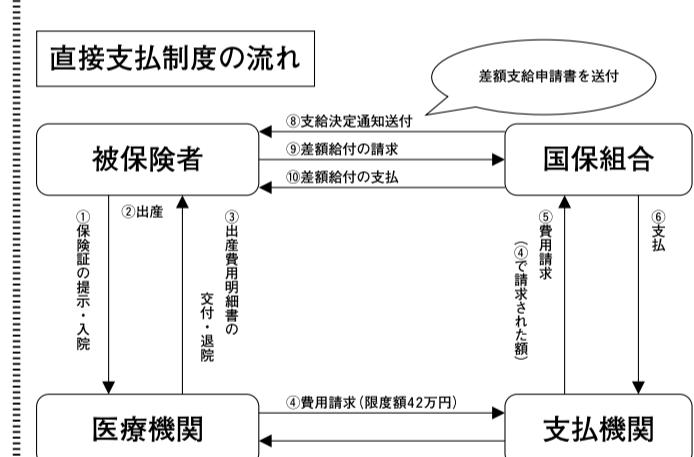
(注2) 平成22年8月以降は62万円(予定)

表2 高額医療・高額介護合算制度における支給事務手続きの流れ



(注1) 計算期間の途中に被保険者が加入する医療保険・介護保険に変更があった場合は、変更前の医療保険者・介護保険者に対し、同様の申請が必要。

(注2) 計算期間の末日以後2年の間に、医療保険者から「④計算結果送付」がない場合は、介護保険者は、申請者に連絡をとることにより、①の申請は取り下げられたものとみなすことができる。



①支給額が変わります
4万円引き上げ、原則
44万円となります。
ただし、産科医療補償
制度に加入する病院など
において出産した場合に
限ります。それ以外の場
合は41万円となります。

場にござる。賃金は、給額を35万円から38万円に増額しましたが、当会の出産育児一時金は平成19年4月以降40万円支給していくことから改定を見送ることとした。

◆代理契約
医療機関は、被保険者
に対し直接支払制度につ
いて説明したうえで、制
度利用の意思確認をし、
書面により被保険者等の
合意を得る。当該書面は
2通作成し、双方が1通

● 改定の理由

① 支給額

国は、本年1月から「産科医療補償制度」を開始しました。この制度は、出産時の医療事故により、小児が重度の脳性麻痺になった場合、家族の経済的負担を軽減するために速やかに補償することを主な目的としており、被保険者が「産科医療補償制度」に加入している分娩機関（病院・診療所・助産所など）本年8月現在の加入状況（全国）99・5%）で出産した場合に対応するため、平成21年1月1日出産費用を事前に用意しなくてもよくなります。

◆制度の概要

被保険者の出産費用負担を軽減するという立場から、医療機関等が保険者に代わって、出産一時金の支給申請を受け、審査支払機関を介して当組合と行う程度です。この直接支払制度は、限度額が42万円となっており、被保険者医療機関等との間で、産育児一時金の支給申請を受取について代理契約を結ぶ必要がありま

す。

国は、前述の緊急の子化対策に併せて、出産育児一時金の医療機関への直接支払制度の導入も決めましたが、その運営は次のとおりです。

②支払方法

これが決めました。

出産育児一時金の支給額は44万円であることから、直接支払制度の限度額42万円との差額2万円は、後日、支給申請書を提出していただき支給します。

▼直接支払制度を希望しない場合は、後日、被保険者が当組合に出産育児一時金の支給申請を行つていただきます。

●当面の取扱い

直接支払制度に対応することが直ちには困難な医療機関等については、今年度に限り、準備が整うままでの間、本制度の適用が猶予されています。このため、当該医療機関等で出産した方で希望者は、既存の出産費資金貸付制度のご利用をお勧めします。

一時金を44万円に 10月から引き上げ